

平成26年第5回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長 おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、9番藤澤議員と10番平村議員を指名します。

日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町本町47番地1、氏名、吉田彰氏であります。生年月日は昭和21年9月16日生まれの67歳でございます。次のページをお開き願いたいと思います。経歴概要でございますが、学歴、職歴等につきましては、下記のとおりでございますけれども、吉田氏につきましては、平成20年8月から固定資産評価審査委員として、ご尽力をいただいております。人格識見も高く、適任者でございますので、引き続き選任同意を求めるものでございます。審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、選任同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第2、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第3、議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長 議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。これは、平成23年3月7日に施行されました、標記条例の一部を、このたび消費税率の引き上げに伴い改正するものでございます。新旧対照表で説明をいたしますので、5ページをお開き願います。当該条例では、ブロードバンドサービスの提供及び携帯電話サービス拡大のために平取町所有の光回線等を通信事業者NTT東日本、ドコモ、ソフトバンク各社に貸し出すこととしてございます。その場合の利用料を定めている

ところでございます。右側の現行条例の下線部でございますけれども、ブロードバンドサービス、携帯電話施設、伝送路とも利用料は1か月735円としてございまして、消費税5%を含んだ利用料を規定してございます。今回、8%に税率が引き上げられたことにより、ひと月当たりの利用料は双方とも756円となること、さらに、近い時期に消費税の再引き上げの可能性もあるということから、今回、700円に消費税相当額を加算した額として表現させていただき、条例を改正させていただくものでございます。ちなみに、ブロードバンドサービスによるNTTフレッツ光の加入状況でございますけれども、5月末で885件、年間利用料総額は800万程度になる見込みとなっております。以上、議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第2号平取町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の6ページをお開き願います。提案理由といたしまして、本規約変更案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合に対し二つの組合から解散、脱退の届け出があり、一つの組合から新規加入申請があったことから、同組合を構成する全ての市町村等の規約を一部変更する必要が生じたためであります。変更内容につきましてご説明いたしますので、議案書7ページをお開き願います。同組合の規約から、「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加えようとするものであります。なお、附則におきましてこの規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定により、組合を構成する全団体による議決を経て、総務大臣がこれを許可する日に、施行しようとするものであります。本件に関し、同組合を構成する253の市町村及び公共団体のすべてが議会に対しこの時期に、同一の規約変更案を提案しておりますので、この旨、申し添えさせて

いただきます。以上、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。以上です。

議長

説明が終わりました。質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約につきまして、ご説明申し上げますので、議案書8ページをお開き願います。提案理由といたしまして、本規約変更案は、北海道市町村総合事務組合に対し、組織改編並びに新規設立により、2町1組合が加入を申請し、一方、組織改編並びに、解散により1市2組合から脱退の届け出があったことから、同組合を構成する市町村等の規約を一部変更する必要が生じたためであります。変更内容をご説明いたしますので、議案書9ページをお開き願います。記載順に要約して申し上げますと、同組合の規約に道央廃棄物処理組合を加え、赤平市、上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合を削り、鷹栖町、上川町を加えようとするものであります。なお、附則におきまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定により、組合を構成する全団体による議決を経て、総務大臣がこれを許可する日に施行しようとするものであります。本件に関し、同組合を構成する268の市町村及び公共団体の全てが議会に対しこの時期に同一の規約変更案を提案しておりますので、この旨、申し添えさせていただきます。以上、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案に関する説明を申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第4号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第5号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更について説明を申し上げます。これは過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものでございます。12ページの比較表で説明をいたしますので、お開き願います。左が変更前、右が変更後となっております。当該計画書の42ページとなりますけれども、区分といたしましては、別紙様式1の9. 集落の整備(2)その対策の文書に下線部でございまして、「また、人口の著しい減少や高齢化の進展により、集落の維持や活性化が必要なことから、地域における定住を促進するため、団地の造成や住宅の整備を推進する。」という文章をつけ加えまして(3)の計画、次のページになりますけれども(2)過疎地域自立促進特別事業に下線部でございまして「民間賃貸集合住宅整備費補助事業」「民間賃貸集合住宅建設費助成」「平取町」を追加するものとなっております。次のページ、別紙様式2におきましても、同様の事業名、内容等を追加いたしまして、概算事業費を26年度、27年、下線のところでございまして2千万円ずつ、合わせて4千万円を追加計上してございます。これにより、総計の数値もそれぞれ変更してございます。これらは当初予算で計上いたしました民間賃貸集合住宅整備事業につきまして、ソフト事業として過疎対策事業債を充当するための計画変更となっております。本変更につきましては過疎地域自立促進特別措置法、第6条第4項に基づきまして、北海道知事との協議が完了したことに伴い、議会の議決を得るための提案となっております。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第5号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

15ページでございます。議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第3号について説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112万円減額いたしまして、予算の総額を57億9988万円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。第2条地方債の変更は「第2表 地方債補正」によることとしてございます。それでは事項別明細の歳出から説明を申し上げますので22ページをお開き願います。2款1項3目財産管理費17節公有財産購入費800万円の追加でございます。これは役場庁舎敷地の西側に隣接しております職員住宅、現在はちょっと暮らし住宅、書類保管等となっております。並びに公用車の車庫用地として借用してございます土地2435.73平方メートルを取得するための費用となっております。地権者の意向、それからこの土地に関しまして、公有財産としての適切な管理が将来にわたり可能となるということなどを鑑み、取得をするものとなっております。次に3款1項1目社会福祉総務費13節委託料1486万円の追加でございます。これは国の緊急雇用創出推進事業制度を活用して実施する事業となっております。事業名を「輝くびらとり未来につなぐ都市交流・おもてなし発信力強化事業」といたしまして、平取町の食、文化、自然の多様な魅力を活用し、アイヌ文化関連の伝説、地名などを紹介して、その普及啓発と交流人口の拡大、及びサービス、物販の提供などによる地域経済への波及効果を期待するといったことが大きな課題となっていることから、若者、女性、高齢者をはじめとする多様な人材を地元のガイドに育成いたしまして、雇用の創出、拡大に取り組むことを目的として実施するものでございます。内容は地域資源案内所等における地元ガイド実習、地域資源情報発信のための媒体作成実習、観光インフラに関する調査実習などとなっております。雇用人数7名を創出する条件ということで、専門業者等に委託する費用となっております。次のページ3款1項4目福祉施設費18節備品購入費50万円の追加でございます。これはびらとり温泉施設内のキッズコーナーに設置する幼児用遊具の購入費となっております。当該備品につきましては順次計画的に購入を考えていたというところでございますけれども、今回温泉施設の整備に使ってほしいとの指定寄附があったことから、それを充当いたしまして、購入をするものでございます。購入する備品はウレタン積み木、動物型のベンチクッションなど7点を予定してございます。次に7款2項2目道路新設改良費2448万円の減額でございます。これは町道荷負本村線整備事業、川向学校シラウ川線整備事業に係る充当財源、国庫補助金、これは社会資本総合整備交付金を充当を予定しておりましたけれども、これが確定したことによる、事業費の精査と取得用地確定等に伴う予算の組み替えが必要になったことによる、補正となっております。荷負本村線は当初、全体事業費で7280万円を計上しておりましたけれども、交付金の減額によりま

して、1198万円減の6082万円となりまして、内訳といたしましては、15節工事請負費で1192万7千円の減、17節公有財産購入費では8万2千円の増、これは用地の増になってございます。それから、22節の補償補填及び賠償金では13万5千円の減とになってございます。川向学校シラウ川線は、当初2500万円の事業費でございましたけれども、交付金充当事業費といたしましては半分の1250万円となったことから、その分を減額するということになってございます。さらに用地確定によります補償物件の増等によりまして、予算の組み替えも生じるということから、内訳といたしましては15節工事請負費で1634万円の減、17節公有財産購入費では4万円の増、22節補償補填及び賠償金では380万円の増とになってございます。これらの交付金等の減額によりまして、今年度執行できなくなるものにつきましては、翌年度以降に繰り越して事業を継続するものになってございます。歳出は以上でございまして、次に歳入を説明いたしますので、19ページをお開き願います。14款2項4目土木費国庫補助金1節道路橋梁費補助金1974万6千円の減額でございまして、これは交付金決定後の額にそれぞれ減額をしております。荷負本村線が1224万6千円の減、川向学校シラウ川線改良舗装事業交付金は750万円の減額とになってございます。次に15款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金、緊急雇用創出推進事業費補助金（地域人づくり事業）でございまして、1486万円は輝くびらとり未来につなぐ都市交流・おもてなし発信力強化事業に充当される補助金とになってございまして、充当率は100%とになってございます。次のページ17款1項1目1節寄附金50万円でございますが、これはびらとり温泉整備事業に充当してほしいという指定寄附でキッズコーナー備品に充当されるものになってございます。19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金826万6千円でございますけれども、今回の補正財源、一般財源は前年度繰越金を充当してございまして、21款1項3目土木債1節道路橋梁債、川向学校シラウ川線改良舗装事業に充当する起債500万円の減額とになってございます。これは事業費を減額したことによる充当起債の減額とになってございます。17ページにお戻り願います。第2表 地方債補正でございまして、事業費の減によりまして、川向学校シラウ川線改良舗装事業870万円を370万円に減額するという内容でございまして、限度額総額を5億7810万円とするものになってございます。起債の方法、利率、償還の方法はご覧のとおりでございまして、以上、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。23ページ、7款2項2目22節にございます物件補償費のなかで（立木補償等）とありますけれども、これの内訳を物件ということで立木だ

けなのか、あるいはその他にも何か物件補償しているものが出てきているのかその内訳詳細をご説明願いたいと思います。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 はい、それではお答えいたします。物件補償費の内訳といたしましては、牧柵についてが130メートル、そして立木補償については140本ということになっております。以上です。

議長 千葉議員。

6番千葉議員 その立木補償140本というのは所有者は1名、民有林1名の本数なんですか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 立木補償につきましては、川向学校シラウ川線につきましては2件、そして荷負本村につきましては1件ということになっております。

議長 ほか、9番藤澤議員。

9番藤澤議員 9番藤澤。22ページ2款3目財産管理費、先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、いわゆるかどの部分ですね。これずいぶん調べ物したり、もろもろがあったんですが、これはこの住宅部分については将来、取壊し等云々、あるいは今このままの状態が入居あるいは何らかのかたちで使う、もし取壊しということであれば、重要書類等資料等がまだ残っているのかどうか、伺います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。当初は職員住宅というかたちで建設された住宅でございますけれども、今移住・定住施策の一環としてのちょっと暮らし、短期滞在型の住宅として3戸のうち、2戸を貸し出しているという状況でございます。この事業につきましては今年度も含めてもう予約がいっぱいというような状況で、事業としては今後も継続をさせていきたいというふうに考えてございます。もう1戸の書庫につきましては、本当に簡易的な書庫というような捉えでございます。一般的な資料等を保管するというような状況になってございまして、この辺は保管庫として本当に適切なのかというようなことも含めて、今後取り扱いについて検討が必要だというような考えでございます。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第6号平成26年度平取町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第7号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

議案第7号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号をご説明いたします。第1条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、次に定めようとするものであります。第2条、平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出第1款資本的支出、既定予定額2864万円、補正予定額は150万円の増額で、計3014万円となっております。第4項貸付金は、当初予算は措置しておりませんので、150万円増額により予算現計額も同額となります。増額の150万円に対する収入の不足は留保資金で補てんするものでございます。次のページをお開き願います。平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページの説明書により説明いたしますので、省略させていただきます。支出を説明させていただきますので、次のページをご覧ください。資本的支出の第1款資本的支出、第4項貸付金、第1目看護職資格取得資金貸付金でございます。補正額は150万円の増額とし、節は看護職資格取得資金貸付金となります。看護職資格取得資金貸付金は、新たに貸付金規定を設けて、当院の看護職の職の向上と医療体制の充実を図ることを目的として、看護師のスキルアップを期待し、さらに、今後の看護師の確保対策の一つとなるものと考えて、貸付金規定を作らせていただきました。補正予算額150万円につきましては、この貸付金が限度額60万円としておりますので、限度額を見込む2名分の120万円とあと1名、30万円の貸し付けを見込んで150万円とさせていただいております。以上、補正予算の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第7号平成26年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、報告第1号平成25年度繰越明許費繰越計算書、一般会計分の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分についてご報告申し上げます。地方自治法施行令146条第2項の規定によりまして、繰越計算書を調整して報告するものでございます。29ページをご覧いただきたいと思っております。平成25年度予算を26年度に繰り越しを行い、執行するということとなりますけれども、計上した事業は、3款民生費1項社会福祉費、老人福祉センター改築事業6億4915万5500円を繰り越すものでございます。これは震災等の影響によりまして、工事にかかる技能工の確保ができないなどの理由により、工期を延長したことによるものでございます。次に、5款農林水産業費1項農業費、新規就農者用住宅整備事業7318万円でございます。これは国の25年度補正予算による補助金を充当するというに伴い、繰り越す事業となっております。全額を繰り越すことになってございます。この二つの事業のうち、5月31日の出納整理期間中に収入になっている特定財源はございません。未収入特定財源は、国、道支出金、合計で3659万円。地方債6億8200万円となっております。繰越一般財源は374万5500円となっております。以上、繰越明許費に係る歳出予算の経費について報告をさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第9、報告第1号平成25年度繰越明許費繰越計算書、一般会計分の報告を終わります。

日程第10、報告第2号請願審査の結果報告についてを議題とします。総務文教常任委員会委員長からの審査報告につきましては、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、報告第2号請願審査の結果報告につ

いては報告どおり採択と決定しました。休憩します。これより、正副議長室におきまして、議会運営委員会の開催を行いますので、再開は20分ということで。

(休憩 午前10時 6分)

(再開 午前10時20分)

議長

再開します。

日程第11、意見書案第7号規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番
山田議員

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書案、朗読によって説明をさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第11、意見書案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、意見書案第7号については原案のとおり可決しました。

日程第12、意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。それでは意見書案第8号、朗読によりまして説明と代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第12、意見書案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、意見書案第8号については原案のとおり可決しました。

日程第13、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第13、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。意見書案第9号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第9号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第9号憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。櫻井議員。

1 番
櫻井議員

それでは、朗読をもって説明をさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第9号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査

を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布した通りであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することと決定しました。以上で議案の審議は終了いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案7件で原案可決6件、同意1件。報告2件で、採択1件、報告1件。請願6件で、採択1件、委員会付託5件。陳情1件で委員会付託1件。意見書案3件で原案可決3件。承認2件で決定2件となっております。これで本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。平成26年第5回平取町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

(閉 会 午前10時37分)